

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 8 日

専 務 理 事 各 位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理 事 長 神 谷 俊 広

新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について（依頼）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、機会あるごとに周知をしているところですが、今般、国土交通省自動車局旅客課から全タク連に対し、別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し、周知をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。

事務連絡
令和2年2月17日

- (公社) 日本バス協会担当者 殿
- (一社) 公営交通事業協会担当者 殿
- (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会担当者 殿
- (一社) 全国個人タクシー協会担当者 殿
- (一社) 全国福祉輸送サービス協会担当者 殿
- (一社) 全国自動車無線連合会担当者 殿
- (一社) 全国レンタカー協会担当者 殿
- (公社) 全国運転代行協会担当者 殿
- (公財) 交通安全振興機構担当者 殿
- (一社) 日本自動車運行管理協会担当者 殿

国土交通省自動車局旅客課

新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について（依頼）

標記については、本日、別紙のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を厚生労働大臣が発表し、国民に広く「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等と呼びかけているところです。

については、各協会等におかれましては、速やかに傘下会員に対して通知・周知徹底頂くとともに、従業員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各地方運輸局等（運転代行業関係においては当課旅客運送適正化推進室）にご報告頂きますよう、周知方よろしくお願いいたします。

【別紙資料の構成】

- 「新型ウイルス感染症とは」
- 「日常生活で気を付けること」
- 「こんな方はご注意ください」
- 「一般的なお問い合わせなどはこちら」

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--